

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新																				
<p>別表2 接続形態</p> <p>2 利用者料金設定、請求事業者等</p> <p>○ 利用者料金設定事業者の別</p> <table border="1" data-bbox="69 384 1072 734"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>利用者料金設定事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A1～D1の9</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>D1の10～D3の10</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	番号	利用者料金設定事業者	A1～D1の9	(略)	D1の10～D3の10	(略)	<p>別表2 接続形態</p> <p>2 利用者料金設定、請求事業者等</p> <p>○ 利用者料金設定事業者の別</p> <table border="1" data-bbox="1122 384 2128 734"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>利用者料金設定事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A1～D1の9</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>D1の9-2</td> <td>(7)(イ)以外の区間：中継事業者 (イ)発信事業者欄：携帯・自動車電話事業者</td> </tr> <tr> <td>D1の9-3</td> <td>(7)(イ)以外の区間：中継事業者 (イ)発信事業者欄：PHS事業者</td> </tr> <tr> <td>D1の10～D3の10</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>D3の10-2</td> <td>(7)(イ)以外の区間：中継事業者（発側から1社目の中継事業者） (イ)発信事業者欄：携帯・自動車電話事業者</td> </tr> <tr> <td>D3の10-3</td> <td>(7)(イ)以外の区間：中継事業者（発側から1社目の中継事業者） (イ)発信事業者欄：PHS事業者</td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則（平成26年5月20日西設相制第10011号） この改正規定は、平成26年5月20日から実施します。</p>	番号	利用者料金設定事業者	A1～D1の9	(略)	D1の9-2	(7)(イ)以外の区間：中継事業者 (イ)発信事業者欄：携帯・自動車電話事業者	D1の9-3	(7)(イ)以外の区間：中継事業者 (イ)発信事業者欄：PHS事業者	D1の10～D3の10	(略)	D3の10-2	(7)(イ)以外の区間：中継事業者（発側から1社目の中継事業者） (イ)発信事業者欄：携帯・自動車電話事業者	D3の10-3	(7)(イ)以外の区間：中継事業者（発側から1社目の中継事業者） (イ)発信事業者欄：PHS事業者
番号	利用者料金設定事業者																				
A1～D1の9	(略)																				
D1の10～D3の10	(略)																				
番号	利用者料金設定事業者																				
A1～D1の9	(略)																				
D1の9-2	(7)(イ)以外の区間：中継事業者 (イ)発信事業者欄：携帯・自動車電話事業者																				
D1の9-3	(7)(イ)以外の区間：中継事業者 (イ)発信事業者欄：PHS事業者																				
D1の10～D3の10	(略)																				
D3の10-2	(7)(イ)以外の区間：中継事業者（発側から1社目の中継事業者） (イ)発信事業者欄：携帯・自動車電話事業者																				
D3の10-3	(7)(イ)以外の区間：中継事業者（発側から1社目の中継事業者） (イ)発信事業者欄：PHS事業者																				

電気通信事業法第33条第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
<p>別表2 接続形態 2-2 DSL回線以外との接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等</p> <p><u>別添1のとおり</u></p>	<p>別表2 接続形態 2-2 DSL回線以外との接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等</p> <p><u>別添2のとおり</u></p> <p><u>附 則（平成26年5月20日西設相制第10010号）</u> <u>この改正規定は、平成26年5月20日から実施します。</u></p>

別添 1

2-2 DSL回線以外との接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等

NO.	第 1 表		
	発信事業者	経由事業者	着信事業者
206-2	PHS事業者	中継事業者及び当社等	当社

第 2 表 (参考)		第 3 表	第 4 表	備考欄
番号	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	
G 1	PHS事業者	PHS事業者	中継事業者（発側から2社目の中継事業者）	

別添 2

2-2 DSL回線以外との接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等

NO.	第1表		
	発信事業者	経由事業者	着信事業者
206-2	PHS事業者	中継事業者及び当社等	当社
		中継事業者	
209-7	PHS事業者	中継事業者	当社
209-8	PHS事業者	中継事業者	当社
272-13	携帯・自動車電話事業者	中継事業者	当社
272-14	携帯・自動車電話事業者	中継事業者	当社

第2表 (参考)		第3表	第4表	備考欄
番号	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	
G1	PHS事業者	PHS事業者	中継事業者 (発側から2社目の中継事業者)	
D1の9-3	(7)(4)以外の区間：中継事業者 (4)発信事業者欄：PHS事業者	PHS事業者	中継事業者	
D3の10-3	(7)(4)以外の区間：中継事業者 (発側から1社目の中継事業者) (4)発信事業者欄：PHS事業者	PHS事業者	中継事業者 (発側から2社目の中継事業者)	
D1の9-2	(7)(4)以外の区間：中継事業者 (4)発信事業者欄：携帯・自動車電話事業者	携帯・自動車電話事業者	中継事業者	
D3の10-2	(7)(4)以外の区間：中継事業者 (発側から1社目の中継事業者) (4)発信事業者欄：携帯・自動車電話事業者	携帯・自動車電話事業者	中継事業者 (発側から2社目の中継事業者)	